平成２５年（フ）第１６２号
群馬県前橋市表町１丁目５番３号
破産者　株式会社上條商会
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６３６号
東京都青梅市河辺町７丁目13番地の１都営アパート７―509
破産者　原　トリ子
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９５号
岐阜県美濃市1849番地、住民票上の住所岐阜県美濃市2419番地３
破産者　酒井　佳子
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４号
岐阜県美濃市130番地１
破産者　田口　一洋
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
滋賀県長浜市湖北町速水1024番地１
破産者　矢田瓦店こと　矢田　正和
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
千葉県習志野市実籾４丁目40番３号
破産者　三海　新孝
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８５号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1894番地
破産者　昭和陶器株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４３７号
千葉県千葉市若葉区みつわ台２丁目46番２棟506号　公団みつわ台団地、開始決定時の住所千葉県千葉市若葉区東寺山町423番地１エステ・スクエア千葉Ａ―901号
破産者　小室　和彦
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４０号
千葉県市川市須和田２丁目34番30号
破産者　田代信太郎
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２１号
千葉県習志野市泉町２丁目１番33号、開始決定時の住所千葉県習志野市本大久保４丁目13番１号
破産者　有馬美穂子（旧姓地福）
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７９号
千葉県野田市花井97番地１
破産者　有限会社シーズンホーム
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８０号
千葉県野田市西三ケ尾424番地の31、開始決定時の住所千葉県野田市山崎1632番地の24
破産者　山口　順一
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７０号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番　７棟103号
破産者　安齋　隆之
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７３号
千葉県松戸市上本郷1468番地の１　エトワールＡ―１号
破産者　土濱　一郎
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６５号
滋賀県東近江市八日市東浜町１番５号
破産者　八日市カードシステム協同組合
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４２３号
札幌市清田区平岡公園東11丁目12番21号
破産者　株式会社トップ・エージェント
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字南町30番地
破産者　株式会社クリエート
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第４２３号
埼玉県本庄市児玉町吉田林124番地９
破産者　有限会社サン・プロジェクト
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２２８号
千葉県市原市出津西１丁目１番37
破産者　有限会社藤田物流
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８０号
千葉県市原市姉崎2081番地２　グリーンフラッツ202、開始決定時の住所千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地12
破産者　藤澤　宏司
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４５号
千葉県市原市根田38―１サニーハイツオーケーＢ棟203号室花井方、住民票上の住所千葉県市原市西国吉1716番地80
破産者　山中　静江
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係